

Title	日本憲法制定史(藤井甚太郎著, 雄山閣發行)
Sub Title	
Author	山本, 光郎(Yamamoto, Mitsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.175(497)- 177(499)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0175">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0175</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本憲法制定史評

(藤井基太郎著)

本書は著者の多年の研鑽に依つて成れる舊著の大改定版である。本書は序文に附言された通り詳細を求める論述でなく、著者の時折の講授に便せんとの目的が勿論加味されてゐるが、それは本書の内容とは別のことである。

本書は緒論に於て、著者の専門の國史の立場より憲法政治の解釋をなし、其の立論を明かにしてゐる。それから本論を九篇となし、第一篇を明治以前の憲政と題し、先づ吾が國史上に表はれたる公議の思想の有無に就て考證し、次で維新時代に於ける公議政體論の發達に就て考察して、幕末に於ける諸藩並に幕府側の主なる公議論者と目するものを列舉して、當時に於ける朝野の公議政治論が如何に進んでおつたかに留意し、かくして幕末に於ける幕制崩壊の事實なり、朝權の發動と諸階級の參政に近づくに至つたことを述べてゐる。

第二篇には明治維新の國是と公議機關と題し、先づ慶應三年十二月九日の王政復古後に於ける公議機關の設置及び輿論に就て考察し、國是案の提出者に就て記し、次で明治元年三月十四日發表の五ヶ條の御誓文に就て考察して、先づ御誓文と由利公正の國

是案とを對照して、由利案が基礎文をなすとし、次で同年四月二十一日の政體書發表に依つて行はれたる官制改革中の主なる議政官、士、貢士に就て述べ、貢士を以つて國論を代表すべき今日の代議士に相當するとなし、次で明治二年頃の官吏公選思想の流行について述べてゐる。

第三篇には藩制存置時代中央及地方の議會と題し、先づ中央議會下院の變遷推移を述べ、明治元年頃の貢士對策の時代を経て明治二年頃の公議所と改稱した時代に入ると稍その機關が整備したこと、そして明治初年の議院制度が長足の進歩をなしたと述べ、それから明治二年七月改稱した集議院時代に至つては、規則は大部分議會らしくなつたと言つてゐる。然し未だこの頃には藩が政治の単位であつたのは止むを得ない。此と同時に各藩主並に高級官吏の會議たるいはゆる國是會議（上院）も又他方に開かれてゐるし、又此等の中央議會に倣つて各藩にも他方會議や町村會議に相當するものが起つたらしい。

第四篇には廢藩置縣後の國憲編纂事業及會議と題し、明治四年七月の廢藩置縣の大詔の結果從來の藩単位の議會政治は打破せられ、集議院は名のみとなり四年八月左院の管する所となつた。而して左院は國議院の如く、正院は元老院の如く、右院は民選議院の如きものである。次に木戸孝允の政規典則及び大久保利通の私案を引證して、明治五、六年頃に於ける高官の間に大法典制定の議論の行はれてをつたことを考察してゐる。これと同時に、他方に於て議會開設の準備が着々進行するに至り、明治七年五月二日には議院憲法が頒布された。次で明治八年二月大阪に於て開か

れたる朝野兩巨頭會合の協定の結果行政の混淆を避くる爲に同年四月左院を廢して元老院、大審院が設けられ立法、行政、司法の三權分離が行はれ、吾が國二院制度の嚆矢を見るに至つた。かくして明治八年六月廿日には第一回地方官會議が發會された。此の會議に於ける地方民會村縣會法案に關する討論の紹介は、當時の民情の進度を知る上に於て興味を感じる。

第五篇にては民選議院開設の建白時代と題し先づ明治六年十月の征韓論の分裂がこの大勢順致の導火となつて翌七年一月十七日の板垣、後藤、副島等の民選議院設立の上呈となつたことを述べ、これと同時に反對の尙早論をも紹介してゐる。これに依つて吾人は明治七、八年頃に於ける議會論の一斑を窺ひ得るのである。

第六篇は明治九年九月七日の憲法草案起草の詔勅が元老院に降つた時より明治十四年十月國會開設の大詔降下に至るまでの吾が近世の立憲思想史上の重要な時代に就ての考察である。蓋し明治十年の西南役の結果薩摩が敗戦するまでは、士族が依然社會運動政治運動の中心をなし、時折各地に於て不隱なる騒擾を起すことがあるらしいが、役後次第に在野の士も干戈を動すの利なきを感じて言論に全力を傾注してその目的を達せんとして地方の政社の興起を見るに至つたが他方政府當局に於ても明治十一年四月十日には第二回地方官會議を召集し、次で十三年二月五日には第三回地方官會議を召集して府縣會案を議し着々立憲政體確立の準備に着手し出した。かくして天下の人民は今や民選議院の開設に覺醒して土佐立志社を中心とする愛國的國會期成運動を引き起し、明治十三年四月遂に國會開設の請願書の提出となつた。此の時に

當つて民間の私擬憲法の憲法論を初めとして政府に於ても明治九年以降元老院の憲法取調進捗して十四年三月二十三日に至つて更に國憲編纂局が設けられかくして明治十四年頃には朝野を通じて憲政の理論的考察が行はれた。著者の紹介されたる當時の衆議院の憲法論に依れば、岩倉具視の意見が最も詳細を極めてゐる。而して斯の如き朝野の憲政の理論的研究がはしなくも北海道開拓使官有物拂下一件の問題が導火となつて、明治十四年十月十二日大詔宣布となつたのである。

第七篇にては政黨の發達と政府顛覆運動について述べ、第八篇にては明治政府の最後の憲法調査と準備的研究についての伊藤博文及び金子堅太郎氏の勳功を記し、更に明治十七年三月以來伊藤博文を中心とする憲法草案起草の方針と精神について述べ明治廿一年成稿せられるまでの経過を述べてゐる。

第九篇にては明治廿二年紀元節の日を以て發布されたる憲法發布後歐米學者の批判を仰いだることについて記し、最後に結論として『帝國憲法は我國史に基いて編纂せられたるものであつて、其の運用は絶対に國體の上に於てのみ運用せらるべきものである。たゞ條款の文句に捕へられて、字句的解釋的の運用を許さるべきものでない。』と結論してゐる。而して卷末の附錄として憲法制定史遺聞が記載である。

以上は讀後に於ける自分の記憶より記したる實に粗大僅少なる大略で、本書の梗概に當るとは申し難いものである。要するに本書は、著者の専門の立場より該博なる考證を以て幕末時代の公議輿論の萌芽より、國民の憲政思想が如何にして發達し如何にして、

國憲の起草を要求するに至つたかの経過を明かにして、建國以來二千五百年間の國史に於ける明治維新史國家的國民的自覺の尊き體験の意義を闡明してゐる。此の意味よりして明治維新史は日本國民の世界史的自覺の尊き歴史であつて、今後時代を経るに従つて、其の價値を益すとも、斷じて減じないであらうと自分は信ずるものである。(山本光郎)

## えすばにや、ほるつがる記

(木下李太郎著  
岩波書店發行)

医学博士で、歌人で、詩人で、戯曲家で、美術批評家で、南蠻づきで、又繪もかく——醫者が本業であらうが、その他のものもたゞの餘戯とはいはれまい——木下李太郎氏の存在は、眞に不思議な存在である。

氏の南蠻趣味も隨分古いことである。私が始めて氏の戯曲集『南蠻寺門前』を読んでからでも一昔はとうに過ぎたやうに思へる。その後出た『厥後集』などにも、詩情豊かな昔語りがのせられた。讀んで恍惚とした記憶が未だ去らない。

私は氏の文を好む故、何かの雄談にのればきつとよむ。此二三年來(四五年來か)氏は改造、中央公論、思想、婦人公論、岩波講座などに矢継早に南蠻、切支丹にまつはる紀行文或は論文を寄せられた。此度『えすばにや、ほるつがる記』と名づけられ、美し

い裝ひして世におくられたのは之等の文を集められたものである。『えすばにや、ほるつがる記』とは氏が大正十三年佛蘭西よりの歸途、急に西班牙、葡萄牙の旅行を思ひたゝれ、之を機會に氏の所謂、「日本に於ける天主教の歴史に關する傍業的研究」を企てられた。急に思ひたつたとはいはれても、緻密で犀利で研究熱の旺盛の氏のことだから、相當準備せられたやうである。フランスをたゞれる前あの『日本書志』の著者なるアンリイ・コルザエ氏にもあつてゐられる。

西班牙ではサン・セバスチヤン、サベリヨの生地、サラゴッサ、マドリイ市、アルカラ、トレド、コルドバ、セビイア、シマンカス、葡萄牙では里斯ボア、コインブラと日本の天主教の歴史に縁の深い地を訪はれ、其土地に關する觀察、印象がはつきり記されている。一體私は學者の紀行文を好みない。それは多くの場合、學者は折角その土地の空氣を吸ひながら、多く旅行案内の中に見られる風景と學問とを寫すのだからである。木下氏は眞に自分の見て見られたものをそのまま書いてゐられる。私は読み乍ら美しいと思つた。それから之等の土地を訪はれる度に氏の足は先づ圖書館に向ひ、日本に關する文献を涉漁せられる熱心さは驚ろくばかりである。バジエス、ウェンクステルンは勿論、コルザエにも戰つてゐない印行本或は未刊の諸書を見出された。而も其記述は微に入り細を穿つてゐる。されば此『えすばにや、ほるつがる記』は又『西班牙、葡萄牙に於ける日本史料探訪記』と稱してよからう。更に外篇として左記の十一篇の論文或は譯譯があり、而も之が全部五百三十七頁の中、殆んど四百頁を占めるのである。